

生活衛生関係営業経営支援
緊急対策事業

お知らせ

生活衛生関係営業者の皆様へ

■当センターでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営悪化した生活衛生業者への支援として、国等の雇用調整助成金等の利用や金融機関の生活衛生貸付等融資の利用に関する無料相談(手続先窓口の案内、専門的事項の相談先紹介等、情報提供サービス)を行っています。

■相談を希望される方は、当センターに電話または来所してください。

なお、来所される場合は、あらかじめ電話予約をお願いします。

(相談例)

- 雇用を維持できない(雇用調整助成金)
- 飲食店時短営業又は外出自粛の影響を受けている(一時支援金申請受付期間2021年5月31日)
- 専門家(行政書士)支援申込書(全国センターFAX対応可)
- 売上げ減で、資金繰りがきびしい(実質無利子・無担保融資)
- 売上げ減で、税・社会保険料が苦しい(国税、地方税、社会保険料の猶予)
- 売上げ減で、固定資産税が払えない(固定資産税、都市計画税の減免)

■お問い合わせ先

公益財団法人 群馬県生活衛生営業指導センター

電話番号:027-224-1809

平日9時~16時(12時~13時を除く)